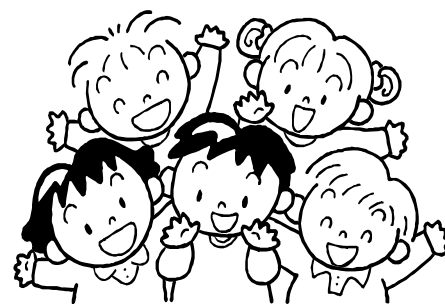


# 平成 30 年度 放課後児童クラブ 一時入所利用のしおり



久喜市学童保育運営協議会では、協議会事業として、久喜市立の小学校に就学している児童で、保護者が、緊急に家庭保育が困難となる場合等に、生活支援等を行う一時入所を行っております。

一時入所の利用を希望される方は、各クラブに申請してください。

事務所所在地 久喜市青葉一丁目2番地2（久喜市立地域交流センター内）  
電 話 0480-24-3922

## 1 入所対象児童

- (1) 久喜市立の小学校に就学している児童で、保護者（両親及びこれに代わる者）が緊急に家庭保育が困難となる場合。（保護者の傷病、出産、看護、介護等）
- (2) 夏休み、冬休み、春休み等、または学校の早帰り等、普段とは違う時間に児童が帰宅し家庭保育が困難となる場合。
- (3) その他理事長が必要と認める場合

## 2 保育時間等

- (1) 保育日及び保育時間は、次の通りです。

区 分	保 育 時 間	備 考
平日（月～金）	授業の終了時 ～午後7時15分まで	登校時間の遅れる日は、 午前7時30分から
土曜日	午前7時30分 ～午後6時30分まで	
土曜日を除く学校の休日	午前7時30分 ～午後7時15分まで	春・夏・冬休み、 学校行事の振替休日等

※ 時間外保育…

交通機関等の突発事故等、緊急やむを得ない理由により、保育終了時刻までに保護者等の迎えができない場合は、時間外保育を実施します。

その際は別途、時間外利用料が必要となります。

- (2) 休所日

- ① 日曜日
- ② 祝日
- ③ 8月13日から8月16日までの期間（お盆休み）
- ④ 12月29日から翌年1月3日までの期間（年末年始休み）

(3) その他

- ① 台風等で学校の登校時間が遅れたり、休校になった場合は、午前7時30分から開室します。
- ② インフルエンザ等で、学年・学級閉鎖等になった場合、午前7時30分から開室しますが、二次感染を防ぐために、通学している児童が登室する前のお迎えをお願いします。

3 利用料・入所手続等

利用料	平日 500 円/日 学校の休日 1,000 円/日  ※ <u>1か月の利用は、緊急時の10日を限度</u> とします。夏休み期間については、支援員にお尋ねください。 ※ 利用料は、利用日の学校の状況により異なりますが、納入いただく利用料は、申請時点における状況で判断をさせていただきます。 ※ <u>利用日の変更や、キャンセル時の返金はできません。</u>
納入方法	現金（入所申請時）
利用料助成制度	なし
時間外利用料	30分ごとに 1,000円（利用当日現金でお支払いください。）
傷害保険料 （入所児童全員に加入していただきます。）	800円/年 平成30年度分（加入日の翌日から平成31年3月31日まで） ※ 保育中の怪我が対象となります。その都度、支援員が説明します。
入所手続き及び書類	① 入所日前日までに、傷害保険料を添えて申請してください。 ただし、その日が土曜日・日曜日・祝日・クラブの休所日の場合は、その前日となります。（年度当初は別途） ② 保護者名は、入所に関し責任のある方で統一してください。 ③ 日常の保育の中で特別な配慮が必要な疾病については、児童票に必ず記入してください。  ① 一時入所申請書 ② 一時入所児童票 ※ ①、②の書類は、各クラブにあります。また、協議会のホームページからもダウンロードできます。（ <a href="http://www.kukigakudou.jp/">http://www.kukigakudou.jp/</a> ） ※ ②については、初回利用時に提出し、その後の利用時には、内容に変更のない場合には必要ありません。
入所諾否の決定	一時利用のため、省略します。

#### 4 一時入所にあたっての留意事項

クラブを円滑に運営するため、一時入所に当たっては、次の事項をお守りください

- (1) 届出書類の内容(連絡先等)について変更が生じた場合は、速やかに申し出てください。
- (2) 放課後児童クラブを一時利用する場合には、必ず、担任の先生に放課後児童クラブを一時利用する旨を連絡してください。
- (3) 集団保育なので、保護者は、クラブの保育ルールを守るよう児童に話しをし、理解をさせてください。久喜市学童保育運営協議会では、次の「お約束ごと」を定めています。

##### 放課後児童クラブでのお約束ごと

- |                      |                         |
|----------------------|-------------------------|
| 1 元気に、あいさつをしましょう。    | 2 手洗い・うがいをしましょう。        |
| 3 みんなで仲良く遊びましょう。     | 4 人を傷つける言葉や行動などはやめましょう。 |
| 5 クラブ内の物を、大切に使いましょう。 |                         |
| 6 約束やルール、決まりを守りましょう。 |                         |

- (4) 持ち物等について  
登室時には、次のものをご用意ください。また、お金や遊び道具などは、持たせないでください。  
忘れ物・落とし物が多いので、すべての持ち物に、名前を大きく書いてください。
  - ① ハンカチ、ポケットティッシュ
  - ② 土曜日や長期休み等、学校給食のない日の持ち物
    - ア 弁当と水筒(おやつの時の飲み物は、麦茶を用意しています。)
    - イ 学習用教材
    - ウ 夏休み期間中は、帽子
    - エ その他支援員から指示があった物。
- (5) 児童の体調について心配がある場合には、必ず支援員にお知らせください。
- (6) 学校を欠席、早退する等で放課後児童クラブを利用しなくなった場合には、必ず、開設時間までに、「電話(留守番)かファックス」で、連絡してください。
- (7) 児童の送迎について
  - ① 協議会の管理責任は、登室時から退室時までですが、児童の安全を確保するという観点から保護者、または保護者に代わる者(18歳以上の方)の送迎をお願いします。  
※保護者に代わる者の例
    - ア 親族
    - イ ご友人
    - ウ ファミリー・サポート・センター関係者
  - ② お迎えの時間が児童に知らせてある時間より遅れる場合は、児童が不安になりますので、必ず連絡をしてください。
- (8) 感染症等の予後については、学校の基準と同じです。
- (9) 学校行事の「引き渡し訓練」は保護者が引き取るようお願いいたします。支援員は引き取りには行きません。
- (10) その他支援員の指示に従ってください。

## 5 その他

### (1) 怪我等への対応

児童が保育中に次のような怪我をした場合は、保護者に連絡をするとともに、保護者と相談し病院に連れて行きます。

- ① 首から上の負傷（頭、目、口等）の場合
- ② 出血していて、包帯を巻く必要がある場合
- ③ 大きなあざができた場合
- ④ 骨折、捻挫等が疑われる場合
- ⑤ その他外傷があり、支援員が病院へ行く必要があると判断した場合

### (2) 防犯・防災への対応について

協議会では「火災発生時行動マニュアル」「危機管理マニュアル（不審者）」「地震発生時行動マニュアル」「風水害発生時行動マニュアル」を定め、それに基づきお子様の安全に心がけ保育しております。

台風や地震などの災害が起きた場合にも、保護者への引き渡しを原則としております。児童が不安になりますので、早めのお迎えをお願いします。

## 一日の保育の流れ

通常保育	時刻	一日保育
	7:30	登室 自由遊び
	9:00	学習 ・お子さんに適した学習教材等を持たせてください。
	10:00	自由遊び
	12:00	昼食
	14:00	自由遊び ・食休みを兼ねて室内で静かに過ごします。 ・放課後児童クラブには図鑑・漫画本・玩具などが揃えてあります。 ・天候により遊び方を選びます。
登室 ・手洗い、うがいをします。	15:00	
自由遊び等 ・宿題をする子ども達もいます。		
おやつ ・麦茶を用意しています。 ・おやつは、給食のメニューも参考にしています。	16:00	おやつ ・麦茶を用意しています。 ・おやつは、季節のものやバランスを考えて用意します。
自由遊び ・天候により遊び方を選びます。 ・宿題をする子ども達もいます。 ・室内にもどります。	16:30	自由遊び ・天候により遊び方を選びます。 ・室内にもどります。
迎え	19:15 (土曜日は 18:30)	迎え

※ 上記はおおまかな保育の流れですので、変更になることもあります。